

●盗難通帳等による預金の不正払戻し被害の補償に関する特約

改定前	改定後
(新設)	<p>4. (特約の変更)</p> <p>(1)この特約の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

●反社会的勢力との取引拒絶に関する特約

改定前	改定後
(新設)	<p>5. (特約の変更)</p> <p>(1)この特約の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

●「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る特約

改定前	改定後
(新設)	<p>4. (特約の変更)</p> <p>(1)この特約の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

●「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に係る特約

改定前	改定後
<p>2 取引の制限等</p> <p>(4)前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当社は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。</p> <p>(5)(新設)</p> <p>3 解約等</p> <p>(2)前条(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されないとき</p> <p>(新設)</p>	<p>2 取引の制限等</p> <p>(4)1年以上利用のない普通預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限することがあります。</p> <p><u>(5)前記(1)から(4)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの合理的な説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当社は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。</u></p> <p>3 解約等</p> <p>(2)前条(1)から(4)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されないとき</p> <p>4 特約の変更</p> <p><u>(1)この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>